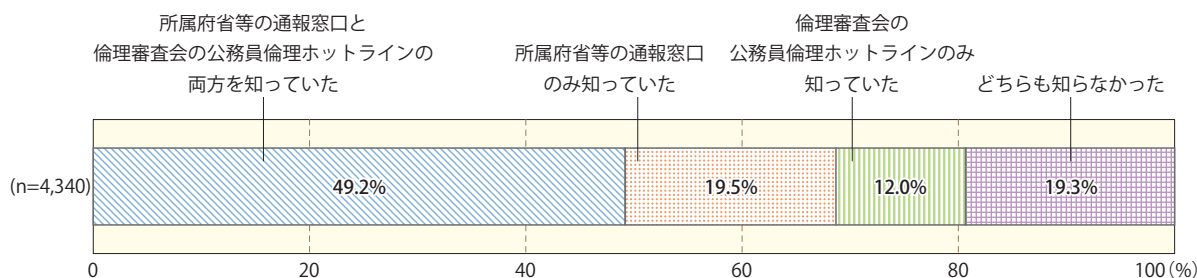


図6 倫理法・倫理規程に関する通報窓口には、各府省等のもの（他の通報制度と一体となっているものを含みます。）と倫理審査会のもの（公務員倫理ホットライン）とがありますが、このアンケートが届く前にこれらが設けられていることを御存知でしたか。（電話番号まで知らなくとも、通報窓口が設けられていることだけでも知っていれば「知っていた」ものとしてお答えください。）



このような各種アンケート調査は、国家公務員の倫理感や倫理規程に定められた行為規制などに対する各方面の印象や見方など、公務員倫理をめぐる状況の的確な把握に資するものであり、倫理審査会としては、今後とも継続的にアンケート調査を実施し、今後の倫理保持のための施策の企画等に活用していくこととする。

第2章 倫理法に基づく報告制度の状況

1 報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

(1) 贈与等の報告及びその閲覧制度

ア 本省課長補佐以上の職員は、事業者等から1件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、各四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第6条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、1件につき2万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できるとされている（倫理法第9条第2項）。

(2) 株取引等の報告

本省審議官以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年3月1日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第7条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

(3) 所得等の報告

本省審議官以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年3月1日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第8条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

2 各種報告書の提出状況等

(1) 贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成21～25年度）は、表1のとおりである。

表1 贈与等報告書の提出状況（平成21～25年度）

年度	区分	金銭、物品等の供与		飲食の提供等		報酬		合計
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	
平成21年度		98	3.2	1,419	46.7	1,524	50.1	3,041
平成22年度		54	1.9	1,590	55.4	1,228	42.8	2,872
平成23年度		55	1.9	1,486	50.6	1,394	47.5	2,935
平成24年度		89	2.5	1,979	55.7	1,484	41.8	3,552
平成25年度		48	1.2	2,434	60.6	1,536	38.2	4,018

(注) 1 平成26年4月～12月における提出状況は3,081件（前年同期2,780件、以下同じ。）で、その内訳は、「金銭、物品等の供与」関係が64件（36件）、「飲食の提供等」関係が1,773件（1,632件）、「報酬」関係が1,244件（1,112件）となっている。
2 平成25年度各府省等別内訳については、補足資料参照。

「金銭、物品等の供与」関係の主な贈与品は、書籍、スポーツ・観劇等のチケット類、生花であり、「飲食の提供等」関係の主な提供者は、財団・社団法人等、民間企業及びマスコミであり、「報酬」関係の主なものは、原稿料・印税、講演や討論・座談会出席に対する報酬であった。

なお、平成25年度における同報告書の提出人数は761人となっている。

また、倫理審査会では、指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しについて、特定の事業者等から繰り返し飲食の提供、贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行い、その結果、倫理法等に違反するものはなかった。

(2) 株取引等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書の提出件数（平成21～25年）は、表2のとおりである。

表2 株取引等報告書の提出件数とその態様（平成21～25年）

年(暦年)	提出件数 (件)	態様別取引回数（取得及び譲渡）				総取引回数 (回)
		市場を通じた 売買等（回）	相続・贈与（回）	交換・分割（回）	未公開株（回）	
平成21年	52	265	48	3	0	316
平成22年	126	423	55	76	1	555
平成23年	53	362	97	11	2	472
平成24年	52	211	76	18	0	305
平成25年	78	457	26	84	1	568

倫理審査会では、平成25年の株取引等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など、国民の疑惑や不信を招くような株取引が行われていないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

(3) 所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（平成21～25年）は、表3のとおりである。

表3 所得等報告書の提出件数とその内訳（平成21～25年）

区分 年(暦年)	提出件数 (件)	給与所得のみ		給与所得以外の所得あり	
		件数(件)	構成割合(%)	件数(件)	構成割合(%)
平成21年	1,337	884	66.1	453	33.9
平成22年	1,344	907	67.5	437	32.5
平成23年	1,349	910	67.5	439	32.5
平成24年	1,340	884	66.0	456	34.0
平成25年	1,338	871	65.1	467	34.9

倫理審査会では、平成25年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

第3章 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、これらの規定に基づき、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認す